

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による 認定申請に必要な書類等について

【認定の要件】

次のいずれかに該当すること。

1. 申請者が、当該申請の時点において中小企業信用保険法第2条第3項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。
2. 申請者が、当該申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。

【認定に必要な書類】

○認定申請書（2部）

○印鑑関係

- ・ 法人の場合は「代表取締役印（会社の実印）」、個人事業主の場合は「代表者の実印」
- ・ 社名（屋号）のゴム判（所在地・社名（屋号）・代表者名が入っているもの）

○業種のわかる書類 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、確定申告書、許認可証など

○売上等の確認書類

- ・ 当該倒産事業者に対する売掛金とそのうち回収困難な額を確認できる資料（受取手形、売掛帳簿、取引先の支払通知書など）
- ・ 当該倒産事業者に対する取引依存度が確認できる資料（決算書、月別残高試算表、得意先別売上帳簿の写しなど）

【その他】

- ・ 申請に対する認定の日数については2～3日、時間を要しますのでご了承下さい。
- ・ ご不明な点等ございましたらお気軽にご相談ください。